

資料

宗務顧問所会議における

浄土真宗本願寺派宗制・宗法案について（六）

平野 武
本多 深 諦

以上、一九四六（昭和二一）年の九月一日、二日の宗務顧問所会議における浄土真宗本願寺派宗制・宗法案に関する議論について紹介した。また、門主相承規範等についての審議も紹介した。門主相承規範は皇室典範に相当するものであり、戦前と戦後の法主・門主制の大きな転換に関わるものである。それゆえ、宗務顧問所会議で議論された門主相承規範案についてもその全文を示しておきたい。さらに、宗務顧問所会議の議論の中で触れられている門主相承規範法制部試案（宗務顧問所会議案の付録として綴じられている）についても参考までに紹介しておこう。

門主相承規範

第一條 浄土真宗本願寺派の門主は、本願寺の住職が、歴代これを継承する。

第二條 将来大谷宗家の戸主となり、本願寺の住職となるもので、得度式を受けたものを新門とする。

第三條 門主が、遷化又は退職したときは、新門が直ちにこれを継承する。

第四條 新門又は新門となるものを選び又は變へる必要が特にあるときは、門主繼職委員會（以下委員會といふ）でこれを決める。

第五條 門主代務は、新門が就任する。

前項の場合に、新門がないとき、又は新門が未成年であるとき、或ひは、他の理由で就任できないときは、委員會で、門主代務を選任する。

第六條 新門でない門主代務の任期は、三年とする。

第七條 門主代務は、委員會に理由を述べ、その同意を得て退職することができ。

門主代務は、委員會で不適任であると決めたときは、その職を退かなければならない。

第八條 門主代務は、就任の理由がなくなつたときは、退職する。

新門が、門主代務に就任することができない理由がなくなつたことを委員會で決めたときは、現在の門主代務は、直ちにその職を新門に譲らなければならない。

第九條 委員會は、次の人びとによって組織する。

一 門主又は門主代務。

二 門主及び新門の夫人及び未亡人。

三 門主及び前門主の血族四親等迄のもので、得度式を受けた成年以上のもの。

四 總長。

五 宗會議長。

六 審判院長。

第十條 委員會は、總長の申達によつて、門主又は門主代務が、招集する。但し、門主又は門主代務がないとき、又は事故があるときは、總長が、招集する。

第十一條 委員會で議決する場合は、全員の四分の三以上出席しなければならない。

第十二條 委員會の議事は多数數決とし、可否同數のときは、議長が、これを決する。

議長は、委員の互選で決める。

第十三條 委員會の議事が、委員の一身上の問題であるときは、その委員は、表決に加はらない。

第十四條 本規範の一部又は全部を改正しようとするときは、宗會で議決し、委員會の同意を得なければならぬ。

附則

本宗規は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

法制部試案

第一條 浄土真宗本願寺派の門主は、本願寺の住職が、歴代これを相承する。

第二條 将来本願寺の住職となるもので、得度式を受けたものを新門とする。

第三條 門主が、遷化又は退職したときは、新門が直ちにこれを相承する。

第四條 新門は、門主の子の中で、左の規定によつてこれを決める。

一 男子は女子より先にする。

二 同性の間では年齢の多いものを先にする。

第五條 門主に子のないとき、新門又は新門となるものは、門主相承委員会（以下委員会と云ふ）でこれを決める。

新門又は新門となるものを変へる必要があるときは、前項に準ずる。

法制部は、昭和一九年宗制で設置されたが、昭和一八年四月一日の宗制の一部改正により廃止され、昭和二一年三月三十一日の宗制の一部改正（施行は同年四月一日）で再び設けられた組織であり、宗制の全面的改正を準備するための組織と位置づけられた。法制部試案の第六条以下は、九月二日、三日の宗務顧問所会議で議案とされたものと同じである。いずれにしても議案及び法制部案は先送りになり、引き続き九月三日から五日にかけて開催された第百回臨時宗会には提案されなかった。すなわち民法改正や皇室典範改正を視野にいった宗務顧問所会議での判断で、門主相承規範については再検討の上で改めて次年度以降に提案されることになったので、右の二つの改正案はいずれも現行の門主相承規範とは直接つながっていない。しかし、法制部案では、場合によっては女性の門主を容認し（但し男子優先主義は貫かれている）、門主に子のないときには門主相承委員会が決定する権限を有するなど注目すべき内容を含んでいたことは指摘できる。

右に見た問題についてはここでは立ち入らない（これらについては別稿で触れることにしたい）。以下、紹介してきた宗制・宗法案および宗務顧問所会議が宗門の組織、機構の歴史上においてどのように位置づけられるかについて述べ、また、それに関係する時代背景について触れておこう。但し、ここでは本資料の意義を理解する上で必要な範囲での簡単な言及にとどめる。本資料の内容に踏み込んでの検討は、宗制・宗法案の多角的検討のなかで行われるべきである。それゆえ、資料の内容すなわち宗務顧問所会議での議論の本格的な分析もまた、別稿に委ねられる。

（一）戦前までの宗制

本資料の位置づけの理解のために、極めて大雑把であるが、戦前までの宗制（寺法、宗法）の歴史を総括しておきたい。また、それに関わる政府の宗教政策についてもその大略について触れておきたい。

明治初年からの政府の宗教政策は、混乱をきわめ、仏教にも大きな打撃を与えたが、いわゆる神道国教化政策から国民教化政策へ転換し、仏教も国民教化の運動に組み入れること（僧侶も教導職に任命される。また、教化運動の拠点として東京に大教院、各地に中、小の教院が設置された。）により混乱の收拾が図られることになる。

一八七二（明治五）年六月、教部省達書第四号に基づき、各宗の教導職管長制が実施され、真宗では四派（専修寺派、錦織寺派、東本願寺派、西本願寺派）が連携することにし、共同の管長として、まず専修寺住職が就任した。その後、明治七年七月から四派各法主交代により管長に就任することになる。これを契機として四派共通の寺務所を設置し、明治九年四月には、四派共同の寺法としての「宗規綱領」を制定・施行（封建的重層的寺院階層を本山と末寺に）した。この「宗規綱領」では法主の権限は僧侶得度等に限られ、宗義安心判定権も本山に属することになった（西本願寺の場合は実質的に防長派僧侶に属した）。

国民教化政策は仏教をも巻き込んだ運動であったが、神道が指導権を握っていたため、仏教側の不満は絶えなかった。明治八年には真宗各派が大教院を離脱し、教導職による国民教化運動は事実上終息する。神道の側でも神道事務局を設立し、国民教化運動は崩壊した。同年五月に大教院は解散する。同年十一月の神仏各管長宛の信教の自由保障の口達（教部省）は各宗の独自性を容認し、「信教ノ自由」と宗内の一定の「自治」を認めるとともに「人民ヲ善誘シ治化ヲ翼賛スル」義務を課し、国家への協力を要求した。政府統制を受容する枠内で各宗派が宗制寺法の制定へと

向うことになる。

明治維新以降、宗教団体は、大なり小なり自己の組織の再編を迫られた。旧来の体制が崩れていく中で、宗教団体は自己の基盤を再編し、新しい体制に対応して自己の組織の手直しをはかる必要があった。とりわけ仏教教団は、幕藩体制下の国教的地位を失い、また、維新政府の神仏分離令やそれに対応して民間で展開された廃仏毀釈の運動により打撃を受け、さらに上知令により経済的基盤に痛手を受けていたので、教団の立直しは避けられない課題であった。仏教教団は、そのため、早くから政府の政策に迎合していったが、同時に自己の組織の何らかの形で近代化を急いだ。

明治初期に本願寺教団の近代化に指導的役割を果たしたのは島地黙雷・大洲鉄然・赤松連城等である。島地ら防長出身僧侶は、本末関係の整理（重層的本末関係の解体）、封建的家臣団の追放を図り、宗務行政を独占した。さらに宗義安心の判定権も実質的に掌握したが、これに対して法主（明如）は不満をもち、北畠道龍を用いて反撃した。法主は、宗政事務局を東京に移転させようとする（明治十二年、東移事件）。宗門内には大きな混乱が生じるが、政府（とくに長州出身要人）の介入により收拾される。

結局、法主は、島地黙雷と北畠道龍を退け、赤松連城を中心に宗内の混乱は收拾が図られる。そのために寺法の制定が必要とされた。すでに「特選議員」が任命されていたが、より広く「公選」の議員による議会を設置し、宗門の秩序を再建することが急務とされたのである。そしてそのためには宗門の憲法である寺法の制定が必要とされた。

寺法編製会議（寺法の制定会議）では寺法制定不要論（教学重視、師弟論から来る）もあり、議論は紛糾する。しかし、宗門＝教団の統一と安定のために寺法制定の必要性が強調される。

寺法制定議論された時期、民間では自由民権運動が広がっていた。自由民権運動は、民選議会と憲法制定を要求し

た。この運動には多くの政社が関わったが、それだけでなく学習団体、講、宗教団体のなかでも憲法の学習、討議等の動きがあった。また、政府内でも元老院で憲法草案が議論されていた。以上の状況の中で寺法制定が進められたことに注目しなければならない。寺法制定は、自由民権運動、元老院での憲法論議（元老院には民権派とも関わりをもっていた小野梓がいた）に影響を受けている。紙幅の関係で詳細は省略するが、寺法編製会議における赤松連城の答弁「答、一体寺法トハ即憲法、集会トハ即議會、委員トハ即議員ノコトナレトモ、憲法、議會、議員ト云フトキハ、世間ニ紛ハシキ嫌アリ。又、民権党ノ前案内スル様ニ見ユルヤノ疑アリ。故ニ名称ヲ異ニシテ唯其実ヲ用ヒ、嫌疑ヲ避ケタルナリ」を見てもそのことは明らかであろう。

種々議論はあったが、結局、本願寺派では寺法編製会議が一八八〇（明治十三）年一月に「真宗本願寺派寺法」を制定した（法主の「消息」により正式に成立したのは翌年）。しかし、明治十七年八月の管長制実施（太政官布達第十九号によって、宗派の統括権はその管長に付与される。管長は、外部に対しては宗派を代表する）に対応して本願寺派では寺法に若干の増条・変更（内容的には「立憲主義」が後退した部分もある）をし、さらに教義としての宗制部分を加えることになった。本願寺派は、一八八六（明治十九）年一月にこれを全二九の条文と補足二条からなる「真宗本願寺派宗制寺法」として発布・施行する。宗制部分は宗教事項、すなわち教義にあたる事項であり、宗制と寺法（今日という宗法）が実質的に区分される。この真宗本願寺派宗制寺法は、一九四一（昭和一六）年まで教団の憲法として存在することになる。

昭和の十年代になると本願寺派も国の圧力の下、戦争協力 of 途に進む。いわゆる戦時教学の下に『教行信証』等の不読の箇所を決定（昭和一五年）し、同年、勸学寮は執行長へ大麻拝受は「差しかえなきもの」との答申（しかし、地域によっては拝受に消極的なところもあった）している。政府は、一九三九（昭和一四）年、宗教団体法を制定し

た（施行は昭和一五年）。

日本の最初の体系的な宗教法であった宗教団体法（一九三九（昭和一四）年四月八日公布、翌年四月一日施行。ただし宗教団体法は神社を対象外としていたことに注意）は、神道各教派、仏教各宗派、キリスト教その他の教団とこれらに包括される寺院、教会を「宗教団体」と規定し、それまで類似宗教とされていたものにも「宗教結社」になる途を開いた。しかし、「宗教団体」の設立については文部大臣または地方長官の認可が必要とされ、「宗教団体」が法人になろうとするときは、さらにそのための認可が必要（寺院を除く）であった。

宗教団体法は、監督・規制色が濃厚な宗教団体統制法であった。文部大臣は教義の宣布、儀式の執行、宗教上の行事が安寧秩序を妨げまたは臣民としての義務に背くと考えられるときは、これらの制限・禁止さらには教師・布教者の業務停止を命じ（一六条、二五条）、団体の機関の職にある者が法令、団体の規則に違反し、公益を害する行為をなしたときは、これを取消、停止、禁止し、機関の職にある者の「改任」を命じることができる（一七条）とされていた。また、文部大臣が宗教団体に対し監督上必要がある場合には、報告を徴し、または実況を調査することができた（二八条）。宗教団体法には、これらの監督規定（罰則もある）以外にも教派・宗派の管長、教団統理者の就任には文部大臣の認可を必要とするなど規定も存在していた。宗教団体の自律権は大幅に制限されていたのである。

本願寺派では宗教団体法施行に即して宗制を制定するが、時局に配慮して宗会では実質議論はなされなかった。一九四一（昭和一六）年三月三十一日付で文部大臣橋田邦彦より認可、同日施行された「真宗本願寺派宗制」（教団の基本組織さらには選挙法や布教に関する規定なども含み八三九条からなる。以下、昭和一六年宗制という）の内容について「宗制釈義」（昭和二〇年三月発行の本願寺派内部の解説書）は、「宗教団体法ノ規定ニ則リ制定セラレタルモノ…宗教団体法ノ規定ニ基クガ故ニ全般的ニ旧宗制寺法トハ大イニ其ノ構成ノ趣ヲ異ニシ…」と説明している。以下、

昭和一六年宗制の内容について、その主要部分を紹介する。

第三条は、「王法為本ノ宗風ヲ顕揚ス是レ立教開宗ノ本源ナリ」とする。寺法にあった「一派共有」の文言は削除されている。第六条は「本派ノ宗風ノ要旨左ノ如シ」とし、その第一号で「特ニ皇恩ノ辱キヲ感戴シ皇謨翼賛ノ重任ヲ荷負シ敬神崇祖報本反始ノ誠意ヲ抽ツベキコト」とする。

管長および法主制について、第三〇条は「本派ノ管長ハ之ヲ法主ト称シ本派ヲ統理ス」とし、第三一条は「管長ハ世襲トシ得度式ヲ受ケタル大谷家ノ戸主ニ当ル」とする（宗教団体法に基づき、国法に認められた宗教教団としての法的統理者としての管長と、宗義・教義的権威者として法主は、大谷宗家の戸主という同一人物によって果たされる。「三位一体」）。第三二条は「管長ハ宗意安心ノ正否ヲ裁断ス」、第三六条「管長ハ宗会ヲ招集シ其ノ開会、閉会、停会及解散ヲ命ズ」とし、第三七条は「管長ハ緊急ノ必要ニ因リ宗会ノ閉会又ハ解散ノ場合ニ於テ宗会ノ議決ヲ要スル事項ニ付其ノ議決ヲ經ズシテ宗務顧問所ノ議決ヲ經、文部大臣ノ認可ヲ受ケ宗制ヲ変更スルコトヲ得」と規定する。管長の権限は極めて大きなものであった。

宗務機関としては、内局と宗会（特選議員と公選議員）が存在した。第六七条によれば、執行長一名、執行若干名で内局が組織される。第六八条は「執行長及執行ハ管長ヲ匡輔スル」、第六九条は「執行長ハ管長ノ命ヲ承ケ宗務ヲ総監ス」とし、第七〇条は「執行長ハ宗制若ハ宗達ヲ施行スル為又ハ其ノ範圍内ニ於テ宗務施行ノ為達示ヲ発ス」とする。第七三条によると「宗制ノ變更並ニ宗達及達示ノ制定及變更ニ関スル事項」については内局會議に付される。

第二九八条は「執行長ハ宗制案及予算案ヲ宗会に提出ス」「臨時宗会ニ於ケル議事ハ執行長ヨリ提出シスルモノニ限ル」とする（なお、通常の修正動機の場合は、三名以上、予算の修正動議には五名以上の賛成を得なければ「議題ト為スコトヲ得ズ」とされ、質問をする場合は予め議長を通す必要とする）。宗制が網羅的になった（法度で規定す

るところを含む）ことにより、宗会の権限は縮小したといえよう。執行長と執行とで組織される内局が強大になり、管長の権限下であるが、実務的にも宗務における内局の優位性を示すこととなった。

宗会の職務権限については第三五〇条から第三六三条までに規定されている。宗会の内局に対する建議については、意見を付さなければならない。宗会は、「決議ヲ為シ又ハ管長ニ上申スルコトヲ得」（第三五一条）、「宗制ニ関スル諸件ニ付派内僧侶ノ建白を受クルコトヲ得」（第三五二条）とされた。

宗会は特選議員と公選議員からなるが、公選議員（全国一八選挙区に於いて四年毎に選出される）の選挙権に関しては「男子タル教師ニシテ年齢二十年以上ノモノハ選挙権ヲ有ス」（第一七八条）と規定された。公選制度は維持されたのである。宗教団体法下の昭和一六年宗制においても「立憲主義」は完全には消滅せず、議會制、公選制が存続したことは評価すべきであろう。戦時下でも明治一四年寺法（編製會議による制定は前年）の精神はかろうじて生き残ったといえよう。

昭和一六年宗制は、その後部分的に改正されているが、組織内の部局名変更に伴う技術的なものが多い。しかし、昭和一九年四月一三日の改正では第百九十六条第一項の初めに「宗制ノ變更又ハ」の文言が付け加えられ、第百九十六条第二項に「天災事變其ノ事故ニ因リ選挙人名簿ヲ縦覧ニ供スルコト能ハザリシトキハ執行長ニ於テ縦覧確定ニ關スル期日、期間等ヲ定ムベシ」の一項が付け加えられた。

昭和十九年九月二十日の改正では

第八百三十九条ノ二 大東和戦争ニ際シ特ニ必要アリト認メタル場合ハ管長ハ本宗制ノ規定ニ拘ラズ文部大臣ノ承

認ヲ得テ非常措置ヲ講ズルコトヲ得

前項ノ非常措置ニ付テハ次期宗會ノ承認ヲ求ムルモノトス

との規定が設けられた。時局を反映したものであることは言をまたない。

このような宗制の全面的改正が、戦後の本願寺派の組織改革の上で避けられない重大な問題になるのである。

（二）戦後の宗制・宗法制定と宗務顧問所会議

宗教団体法は、戦後、自由指令（一九四五（昭和二〇）年十月四日、連合国軍最高司令部（GHQ）から発せられた「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」（いわゆる「自由指令」、「人権指令」ともいう）によって治安維持法等とともに排除の指定を受け（一二月二八日廃止）、かわって自治と自由を尊重する宗教法人令が占領軍の主導のもとに定められた（国家神道体制を廃し、神社神道の国家による支援、監督を廃止した「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布の廃止ニ関スル件」（いわゆる「神道指令」、一二月一五日）との関係上、神社をも対象にした法制をつくる必要もあつた）。宗教法制は大きく転換された。本願寺派もこれに対応して自己の体制を变革せざるをえなかつたのである。宗会議事録、本願寺新報等によると以下のような動きがあつた。

一九四五（昭和二〇）年九月一九日朝倉暁瑞執行長は、東京で開催された宗務長合同会議に出席した。朝倉は次のように述べている。「総理大臣ノ招集ニヨリマシテ管長貌下ノ御供ヲ致シマシテ宗務長合同ニモ出席致シマシテ、今後如何ニ宗教団体トシテ活動スベキカ、心得ベキカト云フヤウナ訓示其ノ他指示ヲ得マシテ、ソレニ基イテ一派ハ出来得ル範圍ニ於テノ教化方面ノコトモ運営シテ来テ居ルノデゴザイマス。」

同年九月二八日には「平和日本建設への大道成就されるべし。」との法主の「消息」が発せられている。同日、戦後の宗教活動を調査・研究するため、宗勢運営調査員制を発足させ、混沌とする社会情勢を見ながら今後の対応を模索し始めた。一九四五年十一月七・八日両日、本山で第一回会同が開催され、現状および今後の問題について議論

されている。

戦後初めての臨時宗会（第九八回臨時宗会、一九四五年十一月二日～二三日）において宗制更改に関する建白、同朋救済実働開始の建議案・教務所長公選に関する建議案・建白が採択され、新しい教団組織形成の必要性が唱えられる。

同宗会開会の挨拶において朝倉暁瑞執行長は、宗教団体法廃止を迎え宗制の更改を準備している旨を述べている。鷲尾清巳副議長の挨拶は「目下、新日本建設ノ重大転換期ニアタリ：新シク民主主義公論主義が発達スルコトナリマシタ、其ノ秋ノ臨時議會、諸君ノ御自由ナル御討議ヲ願ヒタイト存ジマス：」というものであった。宗会では「今や、我々宗教々団ハ一派ノ総力ヲ挙げテ是等文化平和国ノ建設ニ御奉公」すべきとの主張があり、また、内局総辞職論も出たが、朝倉は内局総辞職論には反対した。

外部の有識者に意見を聞く機会も設けられた。「八藤会」が、翌昭和二十一年一月一日、本山で会合、懇談・協議し、末川博博士の時局講義を聞いている。

一月一六日には本山報恩講に占領軍から一〇名ほどが「参詣」している。具体的にどのようなやり取りがあったかは不明であるが、GHQ内では法主の戦争協力を問題視する声もあったから、本願寺派では圧力を感じたと想像される。

宗派を超えて議論する場合も設定された。一月一九日、中外日報社主催の教団民主化を語る座談会が京都東山・三条で開催されている。「教団本来の使命―過去を清算せよ。明日の宗教教団の民主化のあり方」を検討したと報道されている（中外日報）。報道によれば、当座談会には佐々木惣一、末川博の法学界の重鎮が参加し、本願寺派管長・大谷光照、朝倉暁瑞執行長、さらに浄土宗管長、大谷大学長等が出席して意見を交換している。

一月二三日、本山において法制部を独立させ、宗制制定事務所を開設し、所長、監事録事の外、一派の内外より宗学、法制に堪能な人材を起草委員として任命している。

第九九回定期宗会（一九四六年二月二七日～三月三日）において、朝倉執行長は「最も重要ナ宗制ハ根本的更改デアリマスガ、飽ク迄、本宗ノ歴史的伝統的精神ノ真髓ヲ把握シテ同朋教団ノ真面目ヲ發揮シ、清心澆刺宗団経営ノ基盤ヲ確立シタイト念願シ居ルノデアリマシテ、コレガ制定ニハ、特ニ門末ヲ代表セラレル各位ノ愛宗護法ノ熱意ヨリ、絶大ナル御協力ヲ乞ヒタイノデアリマス。……」と述べている。同宗会では「速ニ宗制ヲ全面的ニ根本的ニ研究シ更改スル必要アリ、依テ本山ハ従来ノ如ク少数ノ特定人物ノミヲ委嘱セズ廣ク各教區各界層ヨリ人物ヲ集メ眞ニ民主的調査機關ヲ設置シ宗門百年ノ大計ヲ樹立サレンコトヲ望ム」との建白書が提出されている。

すでに触れたように、宗制が一部改正され、三月三十一日に法制部が設置された（四月一日施行）。第九四条ノ二が設けられ、「法制部ハ左ノ事務ヲ掌ル」とされた。

一 宗制ノ變更ニ關スル事項

二 宗達其ノ他諸規則ノ制定及變更ニ關スル事項

四月二三日付「中外日報」は「宗制制定に關しては、先般来、光照法主、光明氏を始め内局、法制部を中心に屢々会合熱議シ大綱を得た」と報道している。五月になると「新宗制基礎案」を全国教務所長会に提示し、意見を広く徴している（三日）。つづいて宗門運営調査會議が開催され（一六日）、五月一七日から一九日まで宗制審議會（内局、宗會議員、教務所長等から構成される）で、宗制改正について集中審議されている。さらに八月二日付「中外日報」によると、八月二〇日から二二日まで宗制審議参与会（教務所長等から構成）、二四日には特別委員会、二六日から三一日まで全宗會議員を委員とする審議會、つづいて宗義の上から審議する勸学寮の會議、次いで宗務顧問所會議が

開催されると報じている。これは新聞報道であり、会議体の名称について正確さの点で問題もある。また、これは予定であり、すべてがこの日程で開催され、審議が行われたどうかは不明なところもある（議事録等が見あたらないものがある）が、流れとしてはこのような経緯を辿ったと思われる。

一九四六（昭和二一）年の九月三日から五日にかけて第百回臨時宗会が開かれた。資料として紹介した宗務顧問所会議が開催されたのは、その前日九月一日、二日である（なお八月二五日には連枝会に説明がなされている）。第百回臨時宗会は、占領軍の重なる指令による民主化政策に沿って、自己変革の必要を認めた。また、宗会で封建遺制の払拭を求める声もあり、民主化・自由化を同朋教団として宗制・宗法の中に示す必要が確認されたのである（以上、議事録による。以下の宗会での発言についても同じ。）

同宗会の冒頭、朝倉暁瑞執行長は次のように挨拶している。「…宗教団体法ノ廃止ニヨリマシテ、我ガ派ニ於キマシテモ御同朋御同行ノ本来ノ性格ヲ更ニ明確ニ規定スル宗制更改、否寧ロ新宗制制定ノ必要ニ迫ラレマシテ、本年一月末法制部ヲ独立シ、宗制制定事務所ヲ設ケテ、銳意是ガ草案作製ニ努力シ、屢次二巨ル宗制審議會、特別委員会等ノ審議ヲ重ネマシタ一方、教務所長ノ会同、宗務所員部長等ノ参与会、或ハ有力者、權威者、凡ユル階層、凡ユル機会ヲトラヘマシテ、是ノ意見ヲ徴シ、与論ヲ聴キツ専心立案致シマシタガ、六月ノ末ニナリマシテ宗制審議會、特別委員会ニ諮リ、審議ノ結果漸ク草案トシテ形ヲ整ヘマシタノデアリマス。」

「中外日報」報道とは会議体の名称がやや異なっているところがあるが、執行長の言葉であるからこちらの方が正確であろう。いずれにしても、右のところからも宗制改正の流れを知ることができる。

朝倉執行長は宗会の議論のなかで次のような答弁もしている。「…教団ノ民主主義トノ関係ハ、コレハ特別ナモノガアル。イワユル特別ノ民主主義、教団ガ民主主義ニ迎合ヲモットスレバ特別ナモノガアルトイフコトニハ同感デア

ルノデ、サウイフ実ハ民主主義トノ關係ヲモツテ制定シテキタノデアリマス。」

国政レベルでは、一九四五（昭和二〇）年一〇月二五日、憲法問題調査会（いわゆる松本委員会）が発足し、翌昭和二十一年一月三〇日には松本私案が閣議で説明されている（二月一日の毎日新聞が松本私案の内容をスクープした）。しかし、マッカーサー元帥がこれを拒否する意向を示し、二月三日にいわゆるマッカーサーメモが示された。二月八日に政府はGHQに「憲法改正要綱」（松本私案の甲案）を提示したが、GHQはこれに対していわゆるマッカーサー草案を提示した。政府は、マッカーサー草案にそう憲法改正の方針を閣議決定し（二月二二日）、三月六日に政府の「憲法改正草案要綱」が示された。政府は、四月一七日にはこの要綱をもとに「憲法改正草案」を発表している。この草案は、枢密院に諮詢され、六月八日に可決された。同日、字句、句読点その他の表現上の修正を加え、帝国憲法改正案の政府原案が確定した。前後するが、四月一〇日には衆議院議員総選挙が行われている。六月二〇日、第九〇帝国議会（召集は五月一六日）が開会され、憲法改正案が提出された（衆議院本会議に上程されたのは六月二五日、貴族院本会議に上程されたのは八月二六日）。六月二二日、宗教関係代議士協議会が開催され、宗会議員で衆議院議員に初当選していた花月純誠が参加している（宗教連盟、文部省宗務担当者も出席している）。このことを伝える「本願寺新報」（昭和二十一年六月二五日付）によると、宗教界は憲法改正案の宗教関係条項とくに税制についてGHQ、政府に陳情することになっている。八月二四日、衆議院で憲法改正案が修正可決された。その後、一〇月六日貴族院で修正可決され、翌日、衆議院に回付され、衆議院は直ちに可決している。さらに枢密院の諮詢を経て（十月二十九日可決）、十一月三日に公布されることになる。憲法改正作業、改正案の内容は、新聞等でも報道されていたので、広く国民が知るところであった。

このような憲法改正作業の進捗にあわせて、宗制・宗法の民主化の方向での改正が不可避であることは、教団内で

も広く認識されていたといえる。これまで紹介してきた宗務顧問所会議における浄土真宗本願寺派宗制・宗法案およびそれらに関する議論は、以上の時代的背景、脈略のなかでその意義を検討しなければならない（なお、すでに触れたように、一九四七（昭和二二）年一月一八日にも宗務顧問所会議が開かれているが、この会議では本願寺寺法、大谷本願寺院規則変更、一九四六（昭和二一）年の宗務顧問所会議で一旦撤回され改めて提案された門主相承規範が議題となっている。昭和二年の宗務顧問所会議については別の機会に紹介したい）。

宗制・宗法改正案については、昭和二十一年七月二五日付の「本願寺新報」で宗門内に周知されていた。また、八月七日付の「中外日報」も「西本宗制案骨子」を紹介し「全條百三條、口語體、平假名を用ひ、「管長」の文字の追放や宗門投票、その他、新しいところも相當見られるやうである。」と評している。宗制改正は宗門外でも注目をされていたようである。もちろん、これら改正問題については宗門内全員の大きな関心事であった。すでに触れたように宗制改正については宗門内の各機関、組織において広く意見を徴する手続きがとられている。また、宗務顧問所会議における議論を見れば、宗門内で憲法改正問題すなわち新憲法制定の動きについて情報を広く収集し学習していたことが伺える。

憲法改正の方向性を的確に認識していたことが、法主や議長である法主の父・光明氏の開明的な態度を決定づけたのであろう。宗務顧問所会議における議論の中でも例えば門主（法主から名称変更された）の地位の象徴化（それは天皇の象徴化とパラレルである）を受け入れる意見等が確認できる。門主は安心の判定権（安心問題は教団の分裂を来す恐れがあるので、これだけは他の機関に譲るべきでないとされた）を除いて実質的な権限を失った。門主は無答責であることが制度的に明確にされた。これらが異論もなく了承されたのである。

議院内閣制の推進も確認されている。宗会の総長選任、不信任も確立された。但し、総長の選出については宗会内

の意見では存在した直接選出制は退けられ、総長候補者推薦委員会（そこには門主が任命する委員が入る）を経由する間接選出制が採用された。立法権については宗会にあることを明示することが承認され、宗則案は、管長が認許する制度を改め、宗会で可決したときに宗則とすることになった。宗会は一院制で特選議員は廃止され、公選議員からのみ構成されることとなった。民主主義の前進があつたのである。本願寺は門末の「総有」であるとされたが、これは宗門における国民主権の宣言ともいえよう。

三権分立への理解も進んでおり、宗門の立法その他の重要な宗務に関する最高の議決機関としての宗会、宗務の執行機関としての総局（総長と総務からなる）、法規上の訴え及び懲戒、係争・紛争を審判する監正局という立法、行政、司法の分権体制（但しこれに加えて教義上の問題等について諮問する勸学寮が存在する）がとることが確認されている。さらには宗門投票制という直接民主主義的制度も導入も宗務顧問所会議で承認されている。その他、宗派名（浄土真宗本願寺派と名乗ることになる）の規定等、注目すべき問題もあるが、これについてはここでは立ち入って触れることはできない。

宗務顧問所会議では結局、提案された議案は字句の訂正等の技術的なものを除いて、原案どおり承認された。それでも会議での議論を見て、自由闊達な議論がなされていることは確認できる。朝倉執行長、花田法制部長等の発言は活発である。一方、法主、光明氏（宗務顧問所会議の議長を務めた）も意見を積極的に述べている。もちろん自己の地位に関わる問題であるだけに積極的に発言したとも考えられるが、決して発言が一定方向へ制約されて新しい宗制を受け入れることを余儀なくされたというような雰囲気は感じられない。新しい門主制は法主も自ら選択したところだといえるであろう。さらに付言すれば、法主、光明氏は宗制改正について十分な知識と情報をもっていたといえる。宗務顧問所会議に至るまで、多くの機会、様々のルートを通じて法主らは宗制改正についてその内容を熟知していた

のである。このことは当然のこととも考えられるが、宗制改正は本願寺教団が一体となって取り組んだ作業といえるのである。

宗務顧問所会議での民主化の思潮が、当時の憲法改正論議の影響を受けていることは否定できないが、同時に朝倉執行長がいうように本願寺の伝統がこれに関係してくるのであろうか。関係するとすればどのような形をとるのであろうか。これらの分析は大変興味深いことであると思われるが、すでに触れたように他の資料の分析、宗会その他の議論の検討とあわせて行われるべきであり、ここでは立入らない。なお、宗務顧問所会議での議論が日本国憲法制定に与えた影響についても関心をもたれるかもしれない。しかし、このことを示す資料は存しない。明治一四年寺法の時期とは、時代が異なるのである。

思えば、本願寺派にかぎらず宗教団体の「憲法」の研究は従来ほとんどなされてこなかった。本資料紹介は、宗教団体の「憲法」研究のひとつの材料を提供した点で意義があろう。多くの信者と巨大な組織をもつ宗教団体（例えば本願寺派）の場合、それらの制定は単に一宗教団体内部の問題に止まらない問題を孕んでいる。本資料のなかでも憲法制定や民法改正についても言及がなされていることはすでに紹介したところである。国家の憲法制定との関係で意義づければ、宗制・宗法制定過程は、憲法制定史を映し出すいわば鏡であるといえる。宗制・宗法制定過程を見ることによって、憲法制定史にひとつの光を当てることもできるのである。

明治一四年成立の本願寺派寺法における「立憲主義」やこれと国家の憲法（明治憲法）の関係については、すでに述べたように、当時の立憲主義的潮流の中での位置づけがなされるべきである。また、宗教団体法下の真宗本願寺派宗制においても「立憲主義」は完全には消滅せず、議会制、公選制が存続したことを評価するとすれば、戦時下でも明治一四年寺法の精神はかろうじて生き残ったといえるし、そのことの評価もしなければならぬであろう。本資料

で紹介したように、戦後宗制・宗法制定における「立憲主義」、「民主主義」も積極的に評価することができるならば、それは、戦後宗法における憲法論議の広がりの確認にもつながるであろうし、また、日本国憲法の精神の民衆レベルでの血肉化の問題と関係するであろう。日本国憲法を占領軍の押しつけとする議論は、この面で説得力がないともいえよう。新しい憲法についての学習、議論は本願寺派のような宗教団体を含む各種団体でなされていたのであり、新憲法を受け入れる態勢は準備されていたのである（自由民権運動の広がり、明治一四年寺法制定をめぐる議論で確認できるのと同様である）。一方、現実には多くの問題を含みながらも、戦後の宗制・宗法改正の検討は、本願寺教団のなかの同朋主義の伝統の評価の問題にもつながることも示唆したところである。しかしながら、これについての検討も将来の課題としたい。

（完）

訂正 本稿（二）の最終行

「説明員として宗会への出席」を「説明員として宗務顧問所会議への出席」に訂正。